社会的養育体制整備計画策定部会社会的養護ワーキンググループ運営要綱（案）

資料１

平成３０年　月　日

社会的養護ワーキンググループ長決定

（趣旨）

第一条　この要綱は、社会的養育体制整備計画策定部会運営要綱第十二条の規定に基づき、社会的養護ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（職務）

第二条　ワーキングは、社会的養育体制整備計画策定部会運営要綱第六条第二項に掲げる当該担任事務について調査審議し、意見を述べるとともに、その施策を実施するために必要な関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。

（組織）

第三条　ワーキングは、ワーキングを組織する委員（以下「ワーキング委員」という。）及び専門分野委員で組織する。

（ワーキンググループ長）

第四条　ワーキンググループ長（以下「グループ長」という。）は、会務を掌理する。

２　グループ長に事故があるときは、グループ長があらかじめ指名するワーキング委員がその職務を代理する。

（会議）

第五条　ワーキングの会議は、グループ長が招集し、グループ長がその議長となる。

２　ワーキングは、ワーキング委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　ワーキングの議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（守秘義務）

第六条　ワーキング委員及び専門分野委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議録）

第七条　グループ長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席ワーキング委員及び専門分野委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

（会議の公開）

第八条　ワーキングは、会議の公開に関する指針（昭和60年11月26日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があるとグループ長が認めるときは、この限りではない。

（意見の聴取等）

第九条　ワーキングは、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第十条　ワーキングの庶務は、福祉部子ども室家庭支援課において行う。

（委任）

第十一条　この要綱に定めるもののほか、ワーキングの運営に関し必要な事項は、グループ長が定める。

附　則

この要綱は、平成３０年　月　日から施行する。